

日司連常発第 51 号
令和 4 年（2022 年）6 月 22 日

司法書士会会長 殿

日本司法書士会連合会
常務理事 樋口 威作夫

独立行政法人住宅金融支援機構が申請する抵当権の一部移転の登記に添付する委任状について（お知らせ）

標記について、法務省民事局民事第二課から下記文書入手いたしましたので、別添のとおりお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださるようお願いいたします。

記

- 独立行政法人住宅金融支援機構が申請する抵当権の一部移転の登記に添付する委任状について（依命通知） [令和 4 年 6 月 17 日付法務省民二第 639 号]

[本件に関する問合せ先]

日本司法書士会連合会 事務局事業部企画第一課

法務省民二第 6 3 9 号
令和 4 年 6 月 1 7 日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

独立行政法人住宅金融支援機構が申請する抵当権の一部移転の登記に添付する委任状について（依命通知）

標記の件について、別紙甲号のとおり独立行政法人住宅金融支援機構から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。



住機保発第5206号

令和4年6月13日

法務省民事局長 殿

独立行政法人住宅金融支援機構

理事長 毛利 信二



独立行政法人住宅金融支援機構が申請する抵当権の一部移転の登記に添付する委任状について（照会）

当機構の業務に関する登記申請等の手続につきましては、平素よりご指導、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構において登記申請を代理人に委任するときの委任状につきましては、現行、書面で作成しているところです。

今般、オンライン登記申請の活用による事務効率化の観点から、保険代位又は代位弁済を原因とする金融機関から当機構への抵当権の一部移転の登記の申請のうち、一部の申請に添付する委任状について、本年8月1日以降、書面の作成に替えて、電磁的記録で作成し、理事長が電子署名を行う方式を採用することを予定しています。

なお、この場合の委任状の様式は別紙のとおりとしたいと考えますところ、当該委任状は登記原因が発生する前にあらかじめ当機構で作成し金融機関に送付する必要があることから、その委任状に記載する作成日については、登記の原因日付よりも前となる電子署名を行う日としたいと考えております。

このように登記の原因日付よりも前の日付で作成された委任状であっても、その委任内容が具体性・特定性に欠けるものでないと解される場合には、委任状として有効なものであると考えますが、別紙の委任状について、登記事務手続上、差し支えないか、照会いたします。

おって、委任状の様式を別紙のとおりとして差し支えない場合は、貴管下法務局及び地方法務局に対して周知いただきますよう、お願い申し上げます。



別紙

委任状

私は、
を代理人と定め、次の登記申請に
関する一切の権限を委任します。

記

1. 不動産の表示 後記のとおり
1. 登記の目的 番抵当権一部移転
1. 原因 令和 年 月 日一部保険代位(又は一部代位弁済)
1. 弁済額 金 万 円
1. 権利者 東京都文京区後楽一丁目4番10号
独立行政法人住宅金融支援機構
1. 義務者
1. 原本還付請求及び受領に関する一切の件
1. 復代理人選任に関する一切の件
1. 登記識別情報通知の受領に関する一切の件

令和 年 月 日 ← 作成日を上記原因日付よりも前となる
「電子署名を行う日」とする。

東京都文京区後楽一丁目4番10号
独立行政法人住宅金融支援機構
理事長

不動産の表示

土地の表示

所在
地番
地目
地積

建物の表示

所在
家屋番号
種類
構造
床面積

機密性2 完全性2 可用性2

法務省民二第638号
令和4年6月17日

独立行政法人住宅金融支援機構理事長 殿

法務省民事局長

独立行政法人住宅金融支援機構が申請する抵当権の一部移転の登記に添付する委任状について（回答）

本月13日付け住機保発第5206号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。